



茨城県報

第 7 0 8 号

平成 7 年 12 月 7 日

木 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●字の区域の変更(2件)(地方課)	1
●茨城県身体障害者福祉法施行細則に基づく内容変更の届出(障害福祉課)	2
●身体障害者福祉法施行令に基づく指定の辞退の届出(")	3
●更生医療を担当する医療機関の指定(")	3
●身体障害者福祉法施行規則に基づく内容変更の届出(")	4
●身体障害者福祉法に規定する医師の指定(")	4
●青少年に有益な興行の推奨(女性青少年課)	5
●青少年に有害な興行の指定(")	6
●第二種大規模小売店舗に関する公示(商業振興課)	6
●保安林の指定の解除の予定(林業課)	7
●道路の区域の変更(2件)(道路維持課)	7
●道路の供用の開始(")	8
●都市計画の変更(3件)(都市計画課)	8
●都市計画の決定(")	11
●土地区画整理組合の設立の認可(都市整備課)	11
●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(")	11

(公安委員会)

●緊急自動車の指定及び指定取消し	12
------------------------	----

(選挙管理委員会)

●直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数	12
---	----

公 告

●漁船損害等補償法施行令に基づく発起届(2件)(漁政課)	14
●開発行為の工事完了(10件)(建築指導課)	15

正 誤

●平成 7 年 1 1 月 2 7 日付け茨城県報第 7 0 5 号中	17
●平成 7 年 1 1 月 3 0 日付け茨城県報第 7 0 6 号中	17

告 示

茨城県告示第 1 3 1 4 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 6 0 条第 1 項の規定により真壁町長から同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成 7 年 1 2 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

大字椎尾字八幡前に変更する区域

大字椎尾字八幡西 1794, 1796, 1796の2, 1797, 1797の1, 1798, 1799, 1800
 の1, 1806の1, 1806の3, 1807の1, 1808の1, 1808の2, 1809,
 1810の1, 1811の4, 1815の2, 1815の5, 1816の4

同 字小山 1971の1, 1973, 1974の1, 1975の1, 1977の1, 1977の2, 197
 9の1, 1980の1, 1981, 1984の1, 1986, 1987の1, 1987の2, 1
 988, 1988の2, 1989, 1990, 1990の1, 1992から1994まで, 19
 95の1, 1995の3, 1996から2003まで, 2003の2, 2004から2006ま
 で, 2008, 2009

同 字遠西 2010, 2010の2, 2011の1, 2012, 2013の1, 2014の1, 2015の
 1, 2016の1, 2016の7, 2028の1

同 字椎原 2029の1, 2029の7, 2030, 2031, 2034の1

同 字大柳 2225の1, 2226の1, 2226の4, 2228の2, 2229の1, 2230の1, 2
 231, 2233, 2236の1

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

茨城県告示第1315号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により下館市長から土地改良事業に伴い、同市内
 の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定
 による土地改良事業共同施行西石田地区についての換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものである。

平成7年12月7日

茨城県知事 橋 本 昌

大字西石田字和貝山に変更する区域

大字西石田字作田 972の7, 973の1, 973の5

同 字古川 993から1004まで, 1005の1

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

茨城県告示第1316号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、茨城県身体障害者福祉法施
 行細則（平成5年茨城県規則第36号）第5条の規定に基づき、次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成7年12月7日

茨城県知事 橋 本 昌

内容変更

種 目	氏 名	変 更 前		変 更 後		変更年月日
		医療機関の名称	医療機関の所在地	医療機関の名称	医療機関の所在地	
視 覚	長 沢 徳 子	日製土浦診療所	土浦市神立東 2-27-8	長沢眼科医院	つくば市西岡 252	7. 10. 2

聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能・その他機能	高 橋 邦 明	筑波大学 附属病院	つくば市天久保 2-1-1	茨城県立 中央病院	西茨城郡友部町 鯉淵6528	7. 10. 1
聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能・その他機能	芳 田 之	筑波大学 附属病院	つくば市天久保 2-1-1	西寛二記念 クリニック	古河市東 1-15-25	7. 10. 1
肢体不自由	大和田英男	秦 病 院	日立市鮎川町 2-8-16	医療法人信寿会 大和田外科医院	日立市大久保町 1-6-11	7. 5. 1
呼吸器機能	長 島 純 夫	小川町国保 中央病院	東茨城郡小川町 中延681-2	長 島 内 科	東茨城郡小川町 小川1853-1	7. 8. 1
呼吸器機能	濱 田 雅 史	筑波学園病院	つくば市上横場 2573	医療法人健佑会 いちばら病院	つくば市大曾根 3681	7. 6. 1

茨城県告示第1317号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第1条第1項の規定に基づき、次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成7年12月7日

茨城県知事 橋 本 昌

辞 退

種 目	診療科目	氏 名	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
視 覚	眼 科	三 松 年 久	医療法人社団 桜水会筑波病院	つくば市大角豆1761	5. 5. 16
聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能・その他機能	耳鼻咽喉科	林 漢 玄	つくば豊里 耳鼻咽喉科	つくば市手子生394	7. 9. 12
肢体不自由	整形外科	近 藤 嘉 美	医療法人社団常仁会 牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	7. 8. 31
肢体不自由	整形外科	武 田 修 一	総合病院 取手協同病院	取手市本郷2-1-1	7. 9. 30
肢体不自由	内科, 神経科, 精神科, 理学診療科, 泌尿器科	和 田 ゆ う	医療法人それいゆ会 高萩それいゆ病院	高萩市上手綱赤塚268	7. 9. 1
肢体不自由, ぼうこう機能・直腸機能	外 科	曾 我 幸 弘	医療法人社団常仁会 牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	7. 8. 31
心 臓 機 能	心臓外科	田野井 均	医療法人社団 桜水会筑波病院	つくば市大角豆1761	3. 8. 31
呼 吸 器 機 能	外 科	広 沢 邦 浩	医療法人社団常仁会 牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	7. 8. 31

茨城県告示第1318号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定により、更生医療を担当する医療機関として、次のとおり指定した。

平成7年12月7日

茨城県知事 橋 本 昌

医療機関の名称	所 在 地	担 当 す べ き 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
イ イ ダ 薬 局	高萩市島名2159-24	薬 局	平成7年12月1日
松本薬研堂薬局	北茨城市磯原町磯原742-2	薬 局	平成7年12月1日
医療法人カズヨリ 歯科・矯正歯科	取手市中央町1-12 桜井ビル202	歯 科 矯 正	平成7年12月1日

茨城県告示第1319号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項に規定する指定医療機関から身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第13条の7第1項の規定に基づき、次のとおり内容を変更する旨の届出があった。

平成7年12月7日

茨城県知事 橋 本 昌

医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師の氏名
総合病院取手協同病院 取手市本郷2-1-1	じん臓	大和田 章
茨城県立中央病院 西茨城郡友部町鯉淵6528	整形外科	大塚 稔

茨城県告示第1320号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定する。

平成7年12月7日

茨城県知事 橋 本 昌

医師の指定

障害の種類	診療科目	氏 名	医 療 機 関 名	所 在 地	指定年月日
視覚	眼科	渡 辺 善 則	医療法人社団双愛会 つくば双愛病院	稲敷郡茎崎町高崎1008	7. 11. 16
視覚	眼科	木 内 貴 博	財団法人筑波学園病院	つくば市上横場2573-1	〃
聴覚・平衡機能・ 音声機能・言語 機能・そしゃく 機能	耳鼻咽喉科	西 川 典 秀	医療法人社団光仁会 総合守谷第一病院	北相馬郡守谷町松前台 1-17	〃
肢体不自由	神経内科	森 雅 裕	鹿島労災病院	鹿島郡波崎町土合本町 1-9108-2	〃
肢体不自由	形成内科	相 馬 誠 司	財団法人 筑波学園病院	つくば市上横場2573-1	〃
肢体不自由	内科	三 上 理一郎	医療法人葛会 アイビークリニック	ひたちなか市笹野 1-3-1	〃
肢体不自由	整形外科	堀 江 康 夫	茨城県立こども福祉 医療センター	水戸市吉沢町3979-3	〃
肢体不自由	脳神経外科	梁 木 健	協和中央病院	真壁郡協和町門井 1676-1	〃
肢体不自由	内科、外科、 脳神経外科	工 藤 純 夫	日立さくらクリニック	日立市田尻町4-49-15	〃

肢体不自由	内科, 泌尿 器科	横 田 武 彦	医療法人それいゆ会 高萩それいゆ病院	高萩市上手綱赤塚268	7. 11. 16
肢体不自由	脳神経外科	岡 部 慎 一	医療法人聖麗会脳神経 外科聖麗メモリアル病院	日立市中成沢町 1-16-10	〃
肢体不自由	脳神経外科	河 野 拓 司	医療法人聖麗会脳神経 外科聖麗メモリアル病院	日立市中成沢町 1-16-10	〃
肢体不自由	神経内科	中馬越 清 隆	国立水戸病院	水戸市東原 3-2-1	〃
肢体不自由	内科, 胃腸 科, 小児科, 外科	古 橋 秀 昭	古橋医院	稲敷郡東村西代1368	〃
肢体不自由	内科, 胃腸 科	荻 原 奉 祐	東光台内科胃腸科 クリニック	つくば市東光台 4-19-4	〃
肢体不自由, ぼうこう機能・ 直腸機能	外科	泰 川 恵 吾	医療法人社団常仁会 牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	〃
心臓機能	循環器外科	重 田 治	筑波大学附属病院	つくば市天久保 2-1-1	〃
心臓機能	精神神経科	須磨崎 加壽子	医療法人盡誠会宮本病院	稲敷郡東村幸田1247	〃
心臓機能	循環器科	反 町 政 巳	医療法人社団双愛会 つくば双愛病院	稲敷郡茎崎町高崎1008	〃
心臓機能	内科, 循環 器科	吉 川 勝 慶	医療法人社団桜水会 筑波病院	つくば市大角豆1761	〃
呼吸器機能	外科	雨 宮 隆 太	茨城県立中央病院	西茨城郡友部町鯉淵6528	〃
じん臓機能	内科	白 鳥 志津香	医療法人盡誠会宮本病院	稲敷郡東村幸田1247	〃
ぼうこう機能・ 直腸機能	外科, 胃腸 科	藤 原 眞 澄	医療法人久仁会 久保田病院	久慈郡大子町大子799	〃
ぼうこう機能・ 直腸機能	外科	佐 藤 直 毅	協和中央病院	真壁郡協和町門井 1676-1	〃
ぼうこう機能・ 直腸機能	外科	長 田 明	医療法人社団光仁会 総合守谷第一病院	北相馬郡守谷町松前台 1-17	〃
ぼうこう機能・ 直腸機能	外科	国府田 博 之	国立水戸病院	水戸市東原 3-2-1	〃
ぼうこう機能・ 直腸機能	外科	植 木 浜 一	国立水戸病院	水戸市東原 3-2-1	〃
小腸機能	外科	漆 原 徹	県西総合病院	西茨城郡岩瀬町楸田604	〃

茨城県告示第 1 3 2 1 号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和 3 7 年茨城県条例第 6 0 号）第 7 条の規定に基づき、青少年に有益な興行として次のものを推奨する。

平成 7 年 1 2 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 推奨番号 5
- 2 種 類 映画
- 3 題 名 「5等になりたい」
- 4 制作会社 「5等になりたい」制作委員会

- 5 配給会社 茨城映画センター (茨城県内)
- 6 推奨年月日 平成7年11月29日
- 7 推奨理由 この映画は、身体にハンディを持つ子どもを中心として、人としてのほんとうの優しさ、強さはなにかを問いかけている映画であり、現在大きな社会問題になっている“いじめ”について考えさせてくれるとともに、心豊かな子ども達の育成に有益な映画である。

~~~~~

茨城県告示第1322号

茨城県青少年のための環境整備条例 (昭和37年茨城県条例第60号) 第8条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成7年12月7日

茨城県知事 橋 本 昌

別記1

| 指定番号 | 種 類 | 題 名                                        | 配 給 社 名   |
|------|-----|--------------------------------------------|-----------|
| 953  | 映 画 | す け べ O L こ す り あ げ                        | 大 蔵 映 画   |
| 954  | 〃   | 薔 薇 の 囁 き を 聞 け                            | E N K プ ロ |
| 955  | 〃   | 激 生 !! 人 妻 本 気 O N A N I E                 | 新 東 宝 映 画 |
| 956  | 〃   | 昼 下 が り の 暴 行 魔 団 地 妻 を 狙 え !              | 新 日 本 映 像 |
| 957  | 〃   | 新 日 本 映 像 ニ ュ ー ス<br>＜昼下がりの暴行魔 団地妻を狙え！＞    | 新 日 本 映 像 |
| 958  | 〃   | 色 情 女 子 便 所 し た た る !                      | 新 日 本 映 像 |
| 959  | 〃   | 新 日 本 映 像 ニ ュ ー ス<br>＜色情女子便所 したたる！＞        | 新 日 本 映 像 |
| 960  | 〃   | す け べ 温 泉 お 座 敷 裸 舞                        | 国 映       |
| 961  | 〃   | エ ク ス タ シ ー の 涙 恥 淫                        | 国 映       |
| 962  | 〃   | ど インランなおんなたち大阪スケベ喫茶篇                       | E N K プ ロ |
| 963  | 〃   | 新 日 本 映 像 ニ ュ ー ス<br>＜どインランなおんなたち大阪スケベ喫茶篇＞ | 新 日 本 映 像 |
| 964  | 〃   | 本 番 風 俗 移 動 式 ピ ン ク サ ロ ン                  | 大 蔵 映 画   |
| 965  | 〃   | 欲 望 同 盟                                    | 大 蔵 映 画   |
| 966  | 〃   | 痴 漢 電 車 ・ 痴 女 丸 出 し                        | 大 蔵 映 画   |
| 967  | 〃   | 濃 淫 女 ・ 飲 ま せ て !                          | 大 蔵 映 画   |
| 968  | 〃   | 走 る 男 た ち                                  | 大 蔵 映 画   |
| 969  | 〃   | 痴 漢 電 車 夫 婦 で 痴 漢                          | 新 東 宝 映 画 |

~~~~~

茨城県告示第1323号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律 (昭和48年法律第109号) 第3条第2項の規定により、公示する。

平成7年12月7日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称

日本信託銀行株式会社

2 建物の名称及び所在地

ハイマート石下店

茨城県結城郡石下町本石下字御成4597

茨城県告示第1324号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成7年12月7日

茨城県知事 橋 本 昌

1 解除を予定している保安林の所在場所

鹿島郡旭村大字荒地字権現前105の1・105の2・105の6・105の7（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、105の4

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

保健衛生施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び旭村役場に備えおいて縦覧に供する。）

茨城県告示第1325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成7年12月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年12月7日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 日立いわき線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
北茨城市中郷町大字松井１９０５番１地先から	旧	メートル	メートル	
		最大 12.5	292	
		最小 8.0		
		最大 52.0	292	
北茨城市中郷町大字松井２０７７番４地先まで	新	最小 23.7		
		最大 52.0	292	十石トンネル
		最小 23.7		のルート変更

茨城県告示第1326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成7年12月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成7年12月7日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 笠間緒川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
		メートル	メートル	
東茨城郡御前山村大字下伊勢畑2201番1から	旧	最大 19.0 最小 6.0	93	
東茨城郡御前山村大字下伊勢畑2201番1まで	新	最大 19.0 最小 6.0 最大 10.6 最小 24.0	93 87	迂回路設置

茨城県告示第1327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成7年12月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成7年12月7日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 山根大津港線
- 2 供用開始の区間 北茨城市華川町大字小津田字三十田1282番1地先から
北茨城市華川町大字小津田字長沢1260番12地先まで
- 3 供用開始の期日 平成7年12月7日

茨城県告示第1328号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により下妻都市計画、下館・結城都市計画、石下都市計画、八千代都市計画及び千代川都市計画下水道を変更したいので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成7年12月7日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 下水道管渠
追加する部分

茨城県結城郡八千代町大字菅谷字西根曽、大字若字向根曽、字庚申塚、字熊野堂、字新堤、字芝山及び字野方、

大字磯字北小路，大字路田字新堀，字磯久保，字屋敷西，字古屋敷，字宮ノ西，字香取後，字香取，字宮ノ前，字香取東，字清水台，字船橋，字屋敷下及び字路田，大字東路田字屋敷下，字屋敷前，字本田，字十三佛，字猿台，字鴻ノ巣，字雷電前，字四ツ塚，字四ツ塚前，字野良中，字鴻巣台，字沼尻及び字東路田並びに大字新地字下荒匂，字西原及び字村岡西の各一部

茨城県下妻市大字長塚字境，字新田大境，字新田田下山，字道廻，字新田前，字乙越，字新田沼淵，字大山及び字赤堀北並びに大字中居指字上河原の各一部

茨城県結城郡千代川村大字原字西畑，字上宿西，字明神西及び字熊野脇並びに大字羽子字本寄地及び字古屋敷の各一部

茨城県真壁郡関城町大字分中字葭ヶ堤，大字関本中字泉崎，大字石本下字葭ヶ堤，字南館内，字泉崎及び字古稲荷，大字上野字五郎助，大字舟生字切掛及び字下宿，大字板橋字塚回，字砂田，字本田，字海道北及び字入江，大字犬塚字新道下，字浅間下，字浅間山，字橋壁及び字前原並びに大字藤ヶ谷字篠山，字谷中，字西町及び字小山の各一部

削除する部分

茨城県下妻市大字長塚字天神台，字後田及び字不動台北の各一部

茨城県結城郡千代川村大字原字新兵衛前，字上坪及び字居住西並びに大字羽子字宮東，字宮前，字屋敷及び字浦畑の各一部

(2) ポンプ施設

追加する部分

茨城県下妻市大字長塚字道廻の一部

茨城県結城郡千代川村大字原字西畑の一部

茨城県真壁郡関城町大字犬塚字浅間下の一部

茨城県結城郡八千代町大字東路田字屋敷前の一部

削除する部分

茨城県下妻市大字長塚字乙前及び字中山の各一部

茨城県結城郡千代川村大字原字西畑の一部

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第 1 3 2 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により下館・結城都市計画道路を変更したいので，同法第 2 0 条第 1 項の規定により告示し，同条第 2 項の規定により，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成 7 年 1 2 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

3・3・7 7 号村田・中根線

明野町大字中根 字石川，字十三塚，字赤町前の各一部

大字海老ヶ島 字上館野，字赤町，字赤町前，字切掛の各一部

大字押尾 字西田の一部

大字宮山 字田宿境, 字福田新田, 字矢畑の各一部
 大字田宿 字一ツ塚, 字戸張, 字菰冠, 字星堂, 字大舩, 字炭焼戸の各一部
 大字松原 字今館, 字酒生前, 字石倉, 字炭焼戸, 字二本木, 字妙原の各一部
 大字鍋山 字西田, 字西明, 字前田, 字北明の各一部
 大字村田 字基畑, 字上町, 字新開, 字扇田, 字村受, 字台畑, 字東芦間, 字東扇田の各一部

3・4・78号海老ヶ島中央通り線

明野町大字押尾 字西田の一部
 大字海老ヶ島 字下館野, 字向原, 字一ツ塚, 字久保新田, 字曾沢, 字谷尻, 字岡山, 字服引, 字愛宕下,
 字富士山, 字富士西, 字台の各一部
 大字倉持 字北原の一部

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第1330号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により潮来都市計画, 牛堀都市計画及び麻生都市計画下水道を変更したので, 同法第20条第1項の規定により告示し, 同条第2項の規定により, 当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成7年12月7日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画を変更する土地の区域

潮来町大字延方 字江崎, 字小泉(甲), 字三角前の全部
 字内田前, 字上須賀(乙), 字後田, 字下沼, 字長町, 字松向前, 字曲松北, 字江崎後, 字小泉前, 字平池, 字小泉(乙), 字善明寺, 字小泉北, 字畑中, 字諏訪下, 字コモタ, 字中尾, 字覚宗, 字大平後, 字黒井の各一部
 潮来町大字大洲 字東坪, 字西坪の全部
 字宅地後, 字新川添, 字宅地前, 字網代江間東, 字網代江間西, 字谷塚の各一部
 潮来町大字築地 字川尾, 字中尾, 字向田, 字小橋, 字久保田の各一部
 潮来町大字辻 字池下の一部
 牛堀町大字上戸 字浅間下の全部
 字上戸川, 字川面, 字横須賀, 字草深, 字新田, 字寺後, 字諏訪後, 字新立の各一部
 牛堀町大字島須 字滑石, 字田中の全部
 字馬ノ峰, 字宿後の各一部
 麻生町大字麻生 字田畑, 字西浜, 字下屋敷, 字横町, 字根田, 字守島, 字要害, 字羽黒, 字雨場の全部
 字境, 字田幸, 字赤法花, 字仲町, 字新田前, 字永作, 字新池, 字加賀地, 字沼田, 字後堀, 字寺前, 字宿, 字道合, 字鳥井町, 字城下, 字榎戸, 字雨堤, 字下田の各一部

変更する部分

牛堀町大字永山 字塙下, 字境の宮の各一部

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第1331号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、鹿島臨海都市計画土地区画整理事業（深芝土地区画整理事業）を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成7年12月7日

茨城県知事 橋 本 昌

縦覧場所 茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第1332号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき竜ヶ崎市川崎土地区画整理組合の設立については、次のとおり認可したので同法第21条第3項の規定により告示する。

平成7年12月7日

茨城県知事 橋 本 昌

1 組合の名称

竜ヶ崎市川崎土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成7年12月7日から平成11年3月31日まで

3 施行地区

竜ヶ崎市若柴町字川崎、及び南中島町字善道、字不用堀、字川崎、字川崎後、及び馴柴町字壺区の各一部

4 事務所の所在地

竜ヶ崎市寺後3710番地

竜ヶ崎市役所都市整備部地域整備課内

5 設立認可の年月日

平成7年12月7日

6 事業年度

初年度は設立認可の日から翌年3月31日まで

次年度からは4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

竜ヶ崎市役所の掲示場

茨城県告示第1333号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、結城第一工業団地土地区画整理組合の事業計画の変更については次のとおり認可したので同条第4項の規定により公告する。

平成7年12月7日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組合の名称

結城第一工業団地土地区画整理組合

事務所の所在地

結城市大字結城1447番地

設立認可の年月日

平成元年5月6日

2 変更認可の年月日

平成7年12月7日

（公 安 委 員 会）

茨城県公安委員会告示第33号

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項の規定により、緊急自動車の指定及び指定取消しを行ったので公示する。

平成7年12月7日

茨城県公安委員会委員長 根 本 正 一

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3106	土浦88せ 4362	ニッサン 7年式	警察責務遂行用	茨城県警察本部
3107	水戸88せ 5209	トヨタ 7年式	輸血用血液運搬用	日本赤十字社 （茨城県血液センター）
3076	水戸88せ 5210	トヨタ "	"	"

2 緊急自動車の指定取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用者名称	告示年月日	告示番号	取消理由
2557	水戸88す7579	イスズ 3年式	公益応急用 （高速道路）	日本自動車連盟	4. 1. 23	3	代替の為

（選挙管理委員会）

茨城県選挙管理委員会告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

平成7年12月7日

茨城県選挙管理委員会委員長 内 藤 健 二

- 地方自治法第74条第1項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 44,955人
- 地方自治法第75条第1項の規定による県事務等の監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 44,955人
- 地方自治法第76条第1項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 749,244人
- 地方自治法第80条第1項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

水戸市選挙区	6 2, 3 6 5 人
日立市選挙区	5 5, 6 0 9 人
土浦市選挙区	3 3, 6 2 2 人
古河市選挙区	1 5, 2 4 0 人
石岡市選挙区	1 3, 5 1 9 人
下館市選挙区	1 6, 8 1 9 人
結城市選挙区	1 3, 5 6 6 人
龍ヶ崎市選挙区	1 6, 7 0 0 人
那珂湊市選挙区	8, 4 5 7 人
下妻市選挙区	8, 9 4 1 人
水海道市選挙区	1 0, 9 2 1 人
常陸太田市選挙区	1 0, 2 8 2 人
勝田市選挙区	2 8, 8 7 9 人
高萩市選挙区	9, 0 6 4 人
北茨城市選挙区	1 3, 3 9 4 人
笠間市選挙区	7, 9 1 1 人
取手市選挙区	3 2, 4 2 4 人
岩井市選挙区	1 1, 2 3 2 人
牛久市選挙区	1 6, 6 6 0 人
つくば市選挙区	4 3, 8 4 6 人
東茨城郡南部選挙区	2 9, 3 1 9 人
東茨城郡北部選挙区	7, 0 0 1 人
西茨城郡選挙区	1 8, 5 5 5 人
那珂郡選挙区	3 4, 2 0 9 人
久慈郡選挙区	1 2, 8 5 4 人
鹿島郡選挙区	4 8, 7 3 3 人
行方郡選挙区	1 9, 2 5 6 人
稲敷郡選挙区	3 2, 1 2 1 人
新治郡選挙区	2 3, 9 6 8 人
筑波郡選挙区	1 0, 4 5 8 人
真壁郡選挙区	2 0, 6 2 6 人
結城郡選挙区	1 4, 5 2 4 人
猿島郡選挙区	3 4, 3 7 8 人
北相馬郡選挙区	1 3, 8 0 2 人

- 5 地方自治法第 8 1 条第 1 項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 7 4 9, 2 4 4 人
- 6 地方自治法第 8 6 条第 1 項の規定による副知事, 出納長, 県選挙管理委員, 県監査委員及び県公安委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 7 4 9, 2 4 4 人
- 7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項の規定による県教育委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 7 4 9, 2 4 4 人

公 告

●漁船損害等補償法施行令に基づく発起届

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成7年12月7日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加 入 区	漁 船 損 害 等 補 償 法 第 1 1 3 条 第 1 項 の 申 出 を す る 漁 業 協 同 組 合
鹿島郡波崎町9333 小浜 勤ほか2名	波 崎	波崎共栄漁業協同組合

2 指定漁船調書縦覧

(1) 縦覧期間

平成7年12月7日から平成7年12月21日まで

(2) 縦覧場所

加 入 区	縦 覧 場 所
波 崎	鹿島郡波崎町8574-3 波崎共栄漁業協同組合

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加 入 区	漁 船 損 害 等 補 償 法 第 1 1 3 条 第 1 項 の 申 出 を す る 漁 業 協 同 組 合
鹿島郡波崎町9416 網代 孝太郎ほか2名	波 崎	波崎漁業協同組合

2 指定漁船調書縦覧

(1) 縦覧期間

平成7年12月7日から平成7年12月21日まで

(2) 縦覧場所

加 入 区	縦 覧 場 所
波 崎	鹿島郡波崎町9624-5 波崎漁業協同組合

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成7年12月7日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真壁郡関城町大字関本下字瀬上1477番1, 1474番2, 1479番5, 1486番1, 大字関本中字瀬上1095番3

2 事業主の住所及び氏名

下妻市大字比毛29番地

有限会社 大盛産業

代表取締役 塚田 隆

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字水海字白山台2307番1の一部

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡総和町大字水海5番地

羽部 清

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

竜ヶ崎市字野原1407番2, 1410番2

2 事業主の住所及び氏名

竜ヶ崎市5246番地の3

宮崎祐丞・宮崎いつ子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡美野里町大字柴高字割目747番の1, 同番の2, 748番の4, 同番の5, 同番の6, 749番の1, 同番の5, 751番の4

2 事業主の住所及び氏名

水戸市千波町2333番地

日産プリンス茨城販売株式会社

取締役社長 石川 文彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

常陸太田市中城町字鯉沼3000番の1, 3001番の1, 3002番の1, 3003番の1, 常陸太田市栄町字西鯉沼3004番の1, 同番の3の一部, 3005番の1, 3006番の1, 同番の3, 3007番の1

2 事業主の住所及び氏名

石岡市府中2丁目1番36号

株式会社 山新たんす店

代表取締役 山口 一郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西茨城郡友部町大古山字本内 4 6 9 番の 1, 同番の 5

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡鉾田町串挽 7 2 2 番地

白帆運輸株式会社

代表取締役 根崎 正行

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

常陸太田市小沢町字下防方 2 3 8 3 番の 1, 2 3 8 4 番の 1, 2 3 8 5 番の 1

## 2 事業主の住所及び氏名

日立市川尻町 1 丁目 2 0 番 1 7 号

東栄興産株式会社

代表取締役 勝間田 侑啓

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡常北町大字石塚字山王 6 1 5 番の 1, 同番の 5, 同番の 6, 同番の 7, 同番の 8, 同番の 9, 同番の 10, 同番の 11, 同番の 12, 同番の 13, 同番の 14, 同番の 15, 同番の 16, 同番の 17, 同番の 18, 同番の 19, 同番の 20, 同番の 21, 同番の 22, 同番の 23, 同番の 24, 同番の 25, 同番の 26, 同番の 27, 同番の 28, 同番の 29, 同番の 30, 同番の 31, 同番の 32

2 事業主の住所及び氏名

水戸市中央 2 - 6 - 3 2

住宅サービス協会株式会社

代表取締役 川上 仁

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡藤代町大字中田字往還東側乙 1 5 番 1, 乙 1 5 番 2

## 2 事業主の住所及び氏名

千葉県柏市船戸 1 7 0 2 番 4

株式会社 柏中井材木店

代表取締役 遠藤 又四郎

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡藤代町小浮気字新田 5 2 8 番, 5 2 9 番, 5 3 0 番, 5 3 9 番 1 の一部, 5 4 4 番 1 の一部, 5 4 9 番 1

2 事業主の住所及び氏名

北相馬郡藤代町谷中 2 6 5 番

大槻 潔

~~~~~

## 正 誤

●平成7年11月27日付け茨城県報第705号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行    | 誤                    | 正                     |
|-----|------|----------------------|-----------------------|
| 5   | 下から8 | 東京都足立区南畑<br>二丁目45番9号 | 東京都足立区南花畑<br>二丁目45番9号 |

●平成7年11月30日付け茨城県報第706号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行    | 誤  | 正  |
|-----|------|----|----|
| 1   | 下から1 | 認可 | 許可 |
| 2   | 上から1 | 認可 | 許可 |

~~~~~

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
休日の場合は線下発行（金 2,300円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (221) 8 1 1 1（代）